

# 第1編 一般企業関係審査・調整等の概要

## 第1章 不当労働行為の審査

### 第1節 不当労働行為審査の概況

#### 1 初審事件の状況

##### (1) 概況

令和4年の不当労働行為事件取扱件数は、第1表のとおりである。新規申立件数は、3年に対し50件減少し、227件であった。なお、地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は2件であり、3年より5件減少となった（第13表参照）。新規申立件数227件のうち、合同労組事件の新規申立件数は180件で、新規申立件数に占める割合は79.3%となっており、3年より増加している（第14-1表参照）。

一方、終結件数をみると、命令・決定件数は91件（地方公務員等公務関係事件は18件）と3年に対し10件増加となっており、取下・和解件数は161件（地方公務員等公務関係事件は0件）と3年に対し16件の減少となり、その結果、次年への繰越件数は531件となった。

第1表 不当労働行為事件取扱件数（初審）

（単位：件）

年	区分	係属状況			終結状況				次年繰越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	移送	計	
総計	2	502	280	782	157	87 ①	1	245 ①	537
	3	537	277	814	177	81 ②	—	258 ②	556
	4	556	227	783	161	91	—	252	531
業うち 関 係 民 事 間 件 企	2	340	267	607	154	83 ①	1	238 ①	369
	3	369	270	639	168	79 ②	—	247 ②	392
	4	392	225	617	161	73	—	234	383

（注）○内数字は分離事件で外数である。

##### (2) 新規申立ての状況

###### イ 新規申立件数

令和4年における新規申立件数は227件であり、3年の277件に対し50件減少している。その内訳をみると、民間企業関係事件は225件で、3年の270件に対し45件減少している（第1表参照）。一方、地方公務員等公務関係事件

は2件で、3年の7件に対し5件減少している（第13表参照）。

新規申立件数を労委別にみると、東京が83件（3年99件）で最も多く、次いで大阪59件、神奈川25件、北海道11件、愛知7件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京が83件（3年99件）で最も多く、次いで大阪58件、神奈川25件、北海道11件、愛知7件などの順であり、地方公務員等公務関係事件では、大阪、兵庫が1件となっている（巻末統計表第1-1表及び第1-2表参照）。

#### ロ 申立人別新規申立件数

新規申立件数227件を申立人別にみると、組合申立てが213件（新規申立件数の94%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立てが10件（同4%）、個人申立てが4件（同2%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申立てが211件（民間企業関係事件新規申立件数の94%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立て10件（同4%）、個人申立て4件（同2%）の順となっている（巻末統計表第3-1表及び第3-2表参照）。

#### ハ 労組法第7条該当号別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数225件を労組法第7条該当号別に重複集計してみると、2号関係事件180件（民間企業関係事件新規申立件数の80%）、3号関係事件96件（同43%）、1号関係事件85件（同38%）、4号関係事件2件（同1%）の順となっている。また、これらの内訳をみると、2号事件が99件（同44%）で最も多く、次いで1・2・3号事件33件（同15%）、2・3号事件30件（同13%）、1・3号事件23件（同10%）などの順になっている（巻末統計表第4-2表参照）。

#### ニ 企業規模別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数225件を企業規模別にみると、49人以下が78件（民間企業関係事件新規申立件数の35%）で最も多く、次いで100人以上499人以下が39件（同17%）、1,000人以上が34件（同15%）、50人以上99人以下が22件（同10%）、500人以上999人以下が19件（同8%）の順となっている（巻末統計表第5-2表参照）。

#### ホ 業種別新規申立件数

新規申立件数227件を産業大分類別にみると、教育、学習支援業（自動車教習所含む）が37件（新規申立件数の16%）で最も多く、次いでサービス業が32件（同14%）、医療、福祉が31件（同14%）などの順になっている。さらにこれらを中分類でみると、社会保険・社会福祉・介護事業が18件（同8%）、道路貨物運送業が13件（同6%）、医療業が13件（同6%）、などの順となっている（巻末統計表第6-1表参照）。

### (3) 終結の状況

#### イ 終結件数

令和4年における終結件数は252件であり、3年の258件に対し6件減少となっている。その内訳をみると、民間企業関係事件は234件で、3年の247件に対し13件減少し、地方公務員等公務関係事件は18件で、3年の11件に対し7件の増加となっている（前掲第1表及び第13表参照）。

終結区分の内訳は、命令・決定によるものが91件（終結件数の36%）、取下・和解によるものが161件（同64%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、命令・決定によるものが73件（民間企業関係事件終結件数の31%）で、3年に対し6件減少し、取下・和解によるものが161件（同69%）で、7件減少している（前掲第1表、巻末統計表第2-1表及び第2-2表参照）。

終結件数を労委別にみると、東京が75件で最も多く、次いで大阪61件、神奈川35件、北海道11件、高知10件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京74件、大阪60件、神奈川35件、北海道11件、福岡9件などの順となっている（巻末統計表第1-1表及び第1-2表参照）。

以上の結果、4年の未処理件数（5年への繰越件数）は531件で、前年からの繰越件数556件に対し、25件の減少となっている。なお、4年における終結率  $\left[\frac{252}{783} \times 100\right]$  は32%であり、3年の32%と同率となっている。

これを民間企業関係事件でみると繰越件数は383件で、前年からの繰越件数392件に対し9件減少しており、その終結率は38%と3年の39%に対して1ポイント減となっている（前掲第1表、巻末統計表第2-1表及び第2-2表参照）。

#### ロ 命令・決定の状況

命令・決定による終結件数91件の内訳をみると、一部救済命令が31件（前年27件）で最も多く、次いで棄却命令24件（同32件）、全部救済命令22件（同19件）、却下決定14件（同3件）の順となっている（巻末統計表第2-1表参照）。

#### ハ 和解の状況

和解（取下を除く。）による終結件数は130件であり、3年の122件に対し8件増加している。その内訳は関与和解によるものが104件（3年100件）、無関与和解によるものが26件（同22件）となっている（巻末統計表第2-1表参照）。

これを、和解が審査手続上どの段階で成立したかをみると、申立てから第1回調査に入るまでの段階が11件（和解による終結件数の8%）、第1回調査から第1回審問前までの段階が110件（同85%）、第1回審問から結審前までの段階が5件（同4%）、結審以降が4件（同3%）となっている（第2-1表参照）。さらに、これを労委の関与、無関与の別にみると、申立てから第1回審問前の121件では関与和解が98件（審問前終結121件の81%）、無関与和解が23件（同19%）であり、第1回審問以降の9件では、関与和解が6件（審問以降終

結 9 件の 67%)、無関与和解が 3 件 (同 33%) となっている (第 2-1 表参照)。

なお、労組法第 27 条の 14 第 2 項の規定に基づく和解認定の申立件数は 0 件であった (第 2-2 表参照)。

また、民間企業関係事件の和解により終結した 130 件を労組法第 7 条該当号別にみると、1 号関係事件 61 件、2 号関係事件 113 件、3 号関係事件 73 件、4 号関係事件 4 件となっている (1 つの事件で 2 つ以上の号に関係するものがあり、合計は事件数と一致しない) (第 2-3 表参照)。

第 2-1 表 和解事件の段階別終結件数 (初審)

(単位: 件、%)

年	区分	審問前		第 1 回審問以降		計
		申立から第 1 回調査に入るまでの段階	第 1 回調査から第 1 回審問までの段階	第 1 回審問から結審前までの段階	結審以降	
30		15 (9)	124 (77)	18 (11)	5 (3)	162 (100)
元		12 (9)	108 (77)	16 (11)	4 (3)	140 (100)
2		16 (12)	98 (76)	9 (7)	6 (5)	129 (100)
3		7 (6)	101 (83)	10 (8)	4 (3)	122 (100)
4		11 (8)	110 (85)	5 (4)	4 (3)	130 (100)
	うち関与和解	2 (18)	96 (87)	5 (100)	1 (25)	104 (80)
	うち無関与和解	9 (82)	14 (13)	0 (0)	3 (75)	26 (20)

(注) ・分離事件を除く。

・平成 30 年の数値を修正したため、平成 30 年以降の年報とは一致しない。

第 2-2 表 和解の認定件数 (初審)

(単位: 件)

年	区分	和解件数	和解認定申立	和解認定		不認定	
				うち和解調書作成	うち執行文付与		
2		129	2	2	0	0	0
3		122	1	1	0	0	0
4		130	0	0	0	0	0

(注) 分離事件を除く。

第2-3表 労組法第7条該当号別終結(和解)件数[民間企業関係]

(単位：件)

区分 年	1号関係	2号関係	3号関係	4号関係	和解件数
2	39	107	57	1	126
3	48	96	61	5	119
4	61	113	73	4	130

(注)・1つの事件で2つ以上の号に関係するものがあり、1～4号関係の合計は事件数(和解件数合計)と一致しない。

・分離事件を除く。

次に、民間企業関係の和解で終結した事件の内容をみると、1号関係事件61件の内訳は、関与和解が50件、無関与和解が11件となっている。そのうち解雇事件の和解内容をみると、解雇撤回・原職復帰及び再採用により職場復帰したものは計3件、解雇取消・依願退職及び解雇承認により職場を去ったものが計30件（解雇事件の和解61件の49%）などとなっている（第3表参照）。

第3表 労組法第7条第1号関係のうち解雇事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分		計	関与和解	無関与和解
合 計		(61) 61	(50) 50	(11) 11
職場に復帰したものの	小 計	3	3	0
	解雇撤回・原職復帰	3	3	0
	再 採 用	0	0	0
職場を去ったものの	小 計	30	29	1
	解雇取消・依願退職	30	29	1
	解 雇 承 認	0	0	0
そ の 他 （ 含 不 明 ）		28	18	10

（注） 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 （ ）内数字は、労組法第7条1号関係事件の和解による終結件数である。

2号関係事件113件の内訳は、関与和解91件、無関与和解22件となっている。和解内容を項目別にみると、紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなったもの59件（2号関係事件の和解内容の総数113件の52%）、団交ルールを決めたもの15件（同13%）などとなっている（第4表参照）。

第4表 団交拒否事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計		関与和解		無関与和解	
	(113)	113	(91)	91	(22)	22
合 計	(113)	113	(91)	91	(22)	22
今 後 の 団 交 を 約 し た		2		2		0
団 交 ル ー ル を 決 め た		15		15		0
申 立 後 団 交 し た		2		1		1
紛 争 事 項 の 解 決 に 伴 い 救 済 申 立 の 維 持 の 必 要 が な く な っ た		59		57		2
そ の 他 （ 含 不 明 ）		35		16		19

(注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 ( )内数字は、労組法第7条第2号関係事件の和解による終結件数である。

3号関係事件78件の内訳は、関与和解63件、無関与和解15件となっている。和解内容を項目別にみると、和解にあたり解決金を支払う内容で和解したもの30件（3号関係事件の和解内容の総数78件の38%）、和解にあたり団交ルールを設定又は団交を約束したもの11件（同14%）などとなっている（第5表参照）。

第5表 支配介入事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計		関与和解		無関与和解	
	(73)	78	(58)	63	(15)	15
合 計	(73)	78	(58)	63	(15)	15
不 利 益 ・ 支 配 介 入 を 是 正 す る こ と で 和 解		5		5		0
紛 争 事 項 を 今 後 協 議 （ 含 事 前 協 議 制 履 行 ）		4		4		0
団 交 ル ー ル を 設 定 又 は 団 交 を 約 束		11		11		0
解 決 金 支 払		30		29		1
そ の 他 （ 含 不 明 ）		28		14		14

(注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 ( )内数字は、労組法第7条3号関係事件の和解による終結件数である。

#### (4) 審査の状況

##### イ 処理日数

令和4年中に終結した初審事件の平均処理日数をみると、命令・決定では2,543日(3年656日)、取下・和解では354日(同677日)、総平均では1,144日(同671日)となっており、前年に比べると、命令・決定においては処理日数が増加した一方で、取下・和解においては処理日数が減少している(巻末統計表第7表参照)。ちなみに、民間企業関係事件の平均処理日数は、命令・決定では698日(3年647日)、取下・和解では354日(同305日)、総平均では461日(同414日)となっている。

また、移送事件を除いた終結件数252件のうち1,000日以上を要した事件は31件である(巻末統計表第8-1表参照)。

次に、命令・決定に要した段階別平均処理日数(審問を経ず命令・決定した事件は含まない。)についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が551日(3年436日)、第1回審問から結審前までの期間が138日(同103日)、結審から命令書交付までの期間が157日(同135日)となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が65%と最も多く、次いで、結審から命令書交付までの期間が19%、第1回審問から結審前までの期間が16%の順となっている(第6表参照)。

第6表 命令・決定事件(初審)段階別平均処理日数内訳

(単位:日、%)

区分 年	申立から第 1回審問前 までの期間	第1回審問 から結審前 までの期間	結審から命 令書交付ま での期間	計
30	381 (55)	108 (16)	205 (30)	694 (100)
元	462 (64)	130 (18)	148 (20)	740 (100)
2	429 (61)	123 (17)	156 (22)	708 (100)
3	436 (65)	103 (15)	135 (20)	673 (100)
4	551 (65)	138 (16)	157 (19)	846 (100)

(注) ・審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

・平成30年の数値を修正したため、平成30年以降の年報とは一致しない。



## ロ 調査・審問回数及び証人数

令和4年中に終結した初審事件252件（移送事件を除く）について、1件当たりの平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、調査回数が5.3回（3年4.7回）、審問回数が0.8回（同0.7回）、証人数は1.0人（同1.0人）となっている。終結事由別にみると、取下・和解事件では、調査回数については、関与和解事件（5.1回）が最大となっている一方で、審問回数及び証人数はいずれも無関与和解事件（それぞれ0.3回、0.5人）が最大となっている。また、命令・決定事件では、調査回数、審問回数及び証人数のいずれも命令事件（それぞれ7.8回、2.4回、2.7人）が決定事件を上回っている（第7表参照）。

第7表 審査状況（初審終結事件）

区分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取下	無関与	関与	命令	決定
終結件数 (件)	3	258	55	22	100	78	3
	4	252	31	26	104	77	14
一件当たりの平均調査回数 (回)	3	4.7	2.4	3.5	4.6	6.9	1.3
	4	5.3	3.1	3.0	5.1	7.8	2.2
一件当たりの平均審問回数 (回)	3	0.7	0.0	0.5	0.2	2.1	0.0
	4	0.8	0.0	0.3	0.1	2.4	0.1
一件当たりの平均証人数 (人)	3	1.0	0.1	0.5	0.4	2.6	0.0
	4	1.0	0.0	0.5	0.2	2.7	0.0

## ハ 証人等出頭命令等の状況

令和4年中の初審の証人等出頭命令は、2件が係属し、1件が決定となり、1件が取下・打切となっている。

また、初審の物件提出命令は、26件が係属し、11件が決定となり、2件が取下・打切となり、13件が次年に繰り越されている（巻末統計表第9-3表参照）。

## 二 審問を経ないで命令を発した事件

令和4年中に終結した初審事件252件（移送事件を除く）のうち、労委規則第43条第4項の規定に基づき、審問を経ないで命令を交付した事件は5件であった。

#### ホ 三者委員による事件の解決のための勧告

令和4年中に初審において、労委規則第45条の8及び第45条の9の規定に基づき、当事者に対し、三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数は1件であった。

#### へ 審査の期間の目標及びその達成状況

都道府県労委の審査の期間の目標は、巻末統計表第9-1表を参照。このほか、都道府県労委ごとの具体的な審査の期間の目標の達成状況については、都道府県労委のホームページ、年報等を参照。

#### (5) 不服の状況

令和4年中に交付された初審の命令・決定書数は78件（3年80件）である。これに対し、労働者側から又は使用者側から、あるいは労使双方から再審査が申し立てられた命令・決定書数は36件（同44件）、行政訴訟が提起されたものは11件（同8件）となっている。ちなみに、その不服率は55.1%であり、3年の63.8%と比較して減少している（第8-2表及び第8-3表参照）。

第8-1表 初審命令書数に対する不服状況推移

（単位：件、％）

年・区分		命令 決定書数 (A)	不服申立 な し	不服数(B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
30		77	21	56	72.7
元		97	25	72	74.2
2		85	31	54	63.5
3		80	29	51	63.8
4		78	35	43	55.1
4年命令・ 決定内訳	全部救済	18	3	15	83.3
	一部救済	30	10	20	66.7
	棄却	21	13	8	38.1
	却下	9	9	0	0.0

第8-2表 命令・決定に対する行政訴訟提起等の状況（初審）

（単位：件、％）

年	区分	命令・決定	行訴提起	再審査申立	行訴提起率	再審査申立率
		書数 (A)	件数 (B)	件数 (C)	(B)/(A)	(C)/(A)
30		77	5	51	6.5	66.2
元		97	6	67	6.2	69.1
2		85	8	47	9.4	55.3
3		80	8	44	10.0	55.0
4		78	7	36	9.0	46.2
	小計	417	34	245	8.2	58.8

（注）（A）は、当該年に交付した命令・決定書の本数を計上している。

（B）は、（A）のうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に提起されたものを含む。

（C）は、（A）のうち再審査申立てがなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に申立てされたものを含む。

第8-3表 初審命令書に対する不服状況推移内訳

（単位：件、％）

年	区分	命令・決定書数 (A)	不服合計 (B)	再審査申立			行政訴訟提起			再(労)行(使)	再(使)行(労)	再(双)行(労)	再(労)行(労)	再(労)行(双)	不服率 (B)/(A)
				労	使	双	労	使	双						
30		77	56	14	25	12	-	5	-	-	-	-	-	-	72.7
元		97	72	27	33	6	1	4	-	1	-	-	-	-	74.2
2		85	54	14	18	14	2	5	-	1	-	-	-	-	63.5
3		80	51	17	19	7	-	7	-	-	-	1	-	-	63.8
4		78	43	13	15	8	-	7	-	-	-	-	-	-	55.1

次に、不服状況を労使別にみると、78件の命令書のうち、労働者側では、却下・棄却（救済命令中の棄却部分を含む。）の命令書60件（3年62件）に対して、再審査申立てが17件（同24件）、行政訴訟提起は1件（同0件）であり、その不服率は33％（同40％）となっている。一方、使用者側では、救済（一部救済命令中の救済部分を含む。）の命令書48件（3年46件）に対して、再審査申立てが23件（同24件）、行政訴訟提起が9件（同7件）であり、その不服率は67％（同67％）となっている（第9表参照）。

第9表 初審命令書数に対する労使別不服状況推移内訳

(単位：件、%)

区分 年	労働者提起（却下・棄却に対して）					使用者提起（救済に対して）			
	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	再審査 ・行訴	不服率	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	不服率
30	53	24	-	-	45	58	37	5	72
元	68	32	1	-	49	63	39	5	70
2	60	26	2	-	47	57	32	6	67
3	62	25	-	1	42	46	24	7	67
4	60	19	-	-	32	48	23	6	60

## 2 再審査事件の状況

### (1) 新規申立て及び終結の状況

令和4年中に係属した再審査事件数は、前年からの繰越127件に新規申立て44件(3年52件)を加えた171件となっており、係属件数は前年に比べ12件の減少となった。

新規申立て44件の内訳は、製造業の9件(3年11件)が最も多く、次いで医療、福祉業が8件(同10件)と続き、地方公務員等公務関係事件は、2件(同0件)となっている。

これを労使別の申立件数で見ると、労働者側申立てが21件(3年27件)、使用者側申立てが23件(同25件)となっている。

一方、終結件数は53件(3年56件)で、この結果、未処理件数118件(同127件)が次年に繰り越された。終結件数53件の内訳は、取下・和解によるものが32件(終結件数の60%)、命令・決定によるものが21件(同40%)となっている(第10-1表及び巻末統計表第2-3表参照)。

第10-1表 不当労働行為事件取扱件数(再審)

(単位：件)

年	区分	係属状況			終結状況			次 年 繰 越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	計	
総 計	30	103 ( 1 )	64 ( 0 )	167 ( 1 )	63 ( 1 )	15 ( 0 )	78 ( 1 )	89 ( 0 )
	元	89 ( 0 )	74 ( 1 )	163 ( 1 )	29 ( 0 )	25 ( 0 )	54 ( 0 )	109 ( 1 )
	2	109 ( 1 )	62 ( 1 )	171 ( 2 )	23 ( 1 )	17 ( 0 )	40 ( 1 )	131 ( 1 )
	3	131 ( 1 )	52 ( 0 )	183 ( 1 )	25 ( 0 )	31 ( 0 )	56 ( 0 )	127 ( 1 )
	4	127 ( 1 )	44 ( 2 )	171 ( 3 )	32 ( 2 )	21 ( 0 )	53 ( 2 )	118 ( 1 )

(注) 1. ( )内数字は、地方公務員等公務関係事件で内数である。

また、令和4年の再審査事件における和解認定の申立件数は26件であり、すべてが認定されている。

なお、和解調書の作成及び執行文の付与の申立てはなかった(第10-2表参照)。

第10-2表 和解の認定件数(再審)

(単位:件)

区分 年	和解件数	和解認定 申 立	和解認定	うち和解調書作成		不認定
				うち執行 文 付 与		
2	16	12	12	0	0	0
3	21	17	17	0	0	0
4	30	26	26	0	0	0

(2) 審査の期間の目標の達成状況

中労委においては、令和元年11月、審査の期間の目標を改定し、2年から4年までの3年間で、次の目標の達成に向けて取り組んでいる。

中労委に申立てがあった不当労働行為審査事件は、1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする(注)。

(注) 同一当事者間の事件が相当数係属し申立て後直ちには手続を進行させ難いと認められる事件や平成16年改正労働組合法の施行前から係属する極めて処理困難な事件は、本目標外とし、それぞれの事情に応じた個別的努力を行うこととする。

4年の達成状況については、4年1月以降の係属事件151件のうち、4年末までに終結した事件は52件(平均処理日数553日)、このうち1年3か月以内に終結した事件は23件(全体の44.2%)となっている(巻末統計表第9-5表参照)。

なお、目標の注意書きとしている事件については、19件が翌年に繰り越された(巻末統計表第9-6表参照)。

(3) 再審査の状況

イ 処理日数

令和4年中に終結した事件の平均処理日数をみると、命令・決定では909日(3年952日)、取下・和解では442日(同474日)、総平均では627日(同739日)となっており、命令・決定は43日減少し、取下・和解で32日減少し、全体として112日の減少となった(巻末統計表第7表参照)。

また、命令・決定に要した段階別平均処理日数(審問を経ず命令・決定した事件は含まない)についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が551日、第1回審問から結審前までの期間が47日、結審から命令書交付までの期間が301日となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が61%と最も長く、次いで結審から命令書交付までの期間

が 34%となっている（第 11-1 表参照）。

第11-1表 命令・決定事件（再審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、%）

年	区分	申立てから 第1回審問前まで の期間	第1回審問から 結審前まで の期間	結審から 命令書交付まで の期間	計
30		475 (68)	27 (4)	199 (28)	701 (100)
元		724 (56)	338 (26)	223 (17)	1285 (100)
2		400 (53)	44 (6)	306 (41)	750 (100)
3		733 (69)	3 (0)	323 (31)	1059 (100)
4		551 (61)	47 (5)	301 (34)	899 (100)

(注) 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

## ロ 調査・審問回数及び証人数

終結事件について、終結事由別に、1件平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、命令事件では、調査回数5.3回（3年5.8回）、審問回数は0.4回（同0.4回）、証人数は0.5人（同1.0人）と調査回数及び証人数については減少した。また、関与和解事件においては、調査回数は6.2回（同5.3回）、審問回数は0.1回（同0.1回）、証人数は0.2人（同0.2人）と調査回数については増加した（第11-2表参照）。

第11-2表 審査状況(再審査終結事件)

区 分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取 下	無関与	関 与	命 令	決 定
終結件数 (件)	3	56	4	2	19	31	0
	4	53	2	3	27	20	1
一件当たりの平均調査回数 (回)	3	5.3	2.3	4.0	5.3	5.8	-
	4	5.2	0.0	0.0	6.2	5.3	0.0
一件当たりの平均審問回数 (回)	3	0.3	0.0	0.0	0.1	0.4	-
	4	0.2	0.0	0.0	0.1	0.4	0.0
一件当たりの平均証人数 (人)	3	0.6	0.0	0.0	0.2	1.0	-
	4	0.3	0.0	0.0	0.2	0.5	0.0

## ハ 証人等出頭命令等の状況

令和4年中の再審査における証人等出頭命令は、新規申立てがあった1件が係属し、5年に繰越となった。また、物件提出命令については、前年からの繰越1件に新規申立て2件を加えた計3件が係属し、そのうち1件が却下され、2件が5年に繰越となった。（巻末統計表第9-3表参照）。

## 二 三者委員による事件の解決のための勧告

令和4年中に、労委規則第45条の8及び第45条の9の規定に基づき、当事者に対して三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数は1件あり、当事者が勧告の内容を受諾し、和解で終結した。



#### (4) 不服の状況

令和4年中に交付された命令・決定書数は17件（3年23件）である。これらに対し、労働者側又は使用者側から、あるいは労使双方から行政訴訟が提起された命令・決定書数は、10件（同11件）であった。

不服率は58.8%（同47.8%）となっている（第12表参照）。

第12表 再審査命令・決定書数に対する不服状況推移

（単位：本、%）

年・区分		命令・ 決定書数 (A)	不服申立 なし	不服申立 あり(B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
30		14	8	6	42.9
元		22	13	9	40.9
2		16	9	7	43.8
3		23	12	11	47.8
4		17	7	10	58.8
4年命令・ 決定内訳	初審支持	13	6	7	53.8
	一部変更	2	0	2	100.0
	全部変更	1	0	1	100.0
	却下	1	1	0	0.0

(注) 1 不服率の算出方法について、平成26年以前は、命令・決定書を交付した事件数を分母とし、そのうち行訴提起がなされた事件数を分子として算出していたが、平成27年年報より、交付した命令・決定書の本数を分母とし、そのうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を分子として算出することとしたため、本表の数値は平成26年以前の年報とは一致しない。

2 (A)は、当該年に交付した命令・決定書の本数を計上している。

3 (B)は、(A)のうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に提起されたものを含む。

### 3 その他

#### (1) 地方公務員等公務関係事件の概況

##### イ 初審関係

令和4年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は2件（新規申立件数227件の1%）、終結件数は18件（終結件数252件（移送事件を除く）の7%）となっている（第13表参照）。

新規申立件数2件を申立人別にみると、組合申立てが2件、個人申立てが0件となっている。労組法第7条該当号別では、2号関係事件が2件、3号関係事件が2件、1号関係事件および4号関係事件がそれぞれ0件の順となっている。

る(※)。

一方、終結件数は18件で、その内訳をみると、全部救済命令0件、一部救済命令3件、棄却命令3件、関与和解及び無関与和解がそれぞれ0件、却下決定12件、取下0件となっている。

(※) 1件で2以上の項目にわたる事件があり、新規申立件数合計2件に一致しない。

第13表 地方公務員等公務関係事件係属状況（初審）

（単位：件、％）

区 分 \ 年	30	元	2	3	4
新規申立件数	(100) 298	(100) 245	(100) 280	(100) 277	(100) 227
うち地方公務員等公務 関 係 事 件	(3) 9	(4) 9	(5) 13	(3) 7	(1) 2
終 結 件 数	(100) 296	(100) 281	(100) 244	(100) 258	(100) 252
うち地方公務員等公務 関 係 事 件	(4) 11	(2) 6	(3) 7	(4) 11	(7) 18

(注) 令和2年の移送事件（1件）は除いている。

□ 再審査関係

令和4年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は2件（新規申立件数44件の5％）、終結件数は2件（終結件数53件の4％）であった（第10-1表参照）。

(2) 合同労組事件の概況

イ 初審関係

令和4年における合同労組事件の新規申立件数は、180件（新規申立件数227件の79.3%）となっている。このうち駆け込み訴え事件は65件あり、新規申立件数に占める割合は28.6%、合同労組事件に占める割合は36.1%となっている（第14-1表参照）。

なお、東京、大阪の各労委における新規申立事件に占める合同労組事件の割合をみると、東京75.9%、大阪94.9%となっている（第14-2表参照）。

第14-1表 合同労組事件の申立状況(初審)

(単位：件、%)

年	区分	新規申立 件数 (a)	うち合同労組事件 (b)		うち駆け込み訴え事件		
					(a)に対する割合	(b)に対する割合	
30		298	222	(74.5)	84	28.2	37.8
元		245	184	(75.1)	82	33.5	44.6
2		280	213	(76.1)	92	32.9	43.2
3		277	207	(74.7)	89	32.1	43.0
4		227	180	(79.3)	65	28.6	36.1

- (注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。  
「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
- 2 駆け込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項に係る団体交渉に対する使用者の対応が不当労働行為にあたるとして申立てがあった事件をいう。

第14-2表 合同労組事件の申立状況（初審）のうち、東京都・大阪府労委の取扱状況

（単位：件、％）

区分 年	新規申立件数				合同労組事件				
		うち東京・大阪計				うち東京・大阪計			
		東京	大阪			東京	大阪		
30	298	169	97	72	222 (74.5)	132 (78.1) <59.5>	67 (69.1)	65 (90.3)	
元	245	136	95	41	184 (75.1)	103 (75.7) <56.0>	75 (78.9)	28 (68.3)	
2	280	167	116	51	213 (76.1)	121 (72.5) <56.8>	79 (68.1)	42 (82.4)	
3	277	173	99	74	207 (74.7)	129 (74.6) <62.3>	70 (70.7)	59 (79.7)	
4	227	142	83	59	180 (79.3)	119 (83.8) <66.1>	63 (75.9)	56 (94.9)	

（注） 1 （ ）内は新規申立件数に対する合同労組事件の割合。

2 < >内は合同労組事件全数に対する割合。

## ロ 再審査関係

令和4年における合同労組事件の新規申立件数は、31件(新規申立件数44件の70.5%)となっている。また、このうち駆け込み訴え事件は5件あり、新規申立件数に占める割合は11.4%、合同労組事件に占める割合は16.1%となっている(第15表参照)。

第15表 合同労組事件の申立状況(再審査)

(単位：件、%)

年	区分	新規申立 件数 (a)	うち合同労組事件 (b)		うち駆け込み訴え事件		
						(a)に対する割合	(b)に対する割合
30		64	35	(54.7)	7	10.9	20.0
元		74	45	(60.8)	7	9.5	15.6
2		62	45	(72.6)	9	14.5	20.0
3		52	31	(59.6)	4	7.7	12.9
4		44	31	(70.5)	5	11.4	16.1

(注)1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。

「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。

2 駆け込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項に係る団体交渉に対する使用者の対応が不当労働行為にあたるとして申立てがあった事件をいう。

## (3) 終結事案の特徴的傾向累計(初審)

令和4年中に終結した初審事件252件のうち、初審の終結報告により終結事案の特徴的傾向をまとめたのは以下のとおりで、① 労組法上の労働者性・使用者性に関連する事件は23件、② 事業再編に関連する事件は5件、③ 個人委託・請負に関連する事件は4件、④ 有期契約(労働者)に関連する事件は12件、⑤ 定年後再雇用に関連する事件は1件、⑥ 労働者派遣に関連する事件は2件であった。

## (4) 非正規労働者関係事件の概況

### イ 初審関係

令和4年中に交付された命令・決定のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者(有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等)に関係した事件には、以下のようなものがある。

- ① 国立C施設の管理運営業務を受託していたY1財団が、受託期間の終了に伴い、組合員A1及びA2を雇止めしたこと、②入札により当該業務を受託することとなったY2財団が、採用試験において両名を不採用としたことが不当労働行為に当たる、として救済申立てがなされた事件。(日本財団事件(1・3号))〔第2節1(1)No.16〕

② 法人格を有しない団体が、①組合員 A 1 及び A 2 の継続雇用を認めなかったこと、兩名に係る時間外労働の割増賃金を支払わなかったこと、③ 5 回にわたる団体交渉における団体の対応、④ 組合からの次回団体交渉の申入れに応じなかったこと、⑤ 団体が給与計算等を委託している C 1 会社の C 2 取締役が A 2 の入院先を訪れ行った行為、⑥ 団体の構成員らが A 1 及び A 2 の勤務態度に係る噂話を流布したこと、⑦ 団体を解散したこと、⑧ 本件審査中、兩名に対し予備的に解雇の意思表示を行ったことが不当労働行為に当たる、として救済申立てがなされた事件。**（徳島市タクシー乗場運営協議会事件（1・2・3・4号））**〔第2節1(1) No.20〕

③ 会社が、①組合員 2 名に係る雇用契約更新を協議事項とする団体交渉が継続中であるにもかかわらず、組合の頭越しに同組合員らに雇止め通知書を送付したこと、② 団体交渉において雇止めの合理的な理由を説明しなかったこと、③ 雇止めにしたことがそれぞれ不当労働行為に当たる、として救済申立てがなされた事件。**（京都西山学園事件（1・2・3号））**〔第2節1(2) No.20〕

#### ロ 再審査関係

令和4年中に命令・決定書が交付された事件17件のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等）に関係した事件は3件であった。

① 会社が、翌年度の工事件数の割当て等を議題とする団体交渉申し入れ及び請負契約書の不利益変更等に係る団体交渉申し入れに対し、いずれも、組合員である計器工事作業者は会社の従業員ではないとして団体交渉に応じなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件。**（ワットラインサービス事件（2・3号））**〔No. 8〕

② 会社が、組合員 X に対し雇用契約を正社員契約に変更しなかったこと、業務改善指示書等を一括交付したこと、雇用契約を更新しなかったこと及びこれを議題とする団体交渉において誠実に対応しなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件。**（ジャパンビジネスラボ事件（1・2・3号））**〔No. 14〕

③ 会社が、従業員であった組合員 A を雇止めとしたことが不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件。**（双葉産業事件（1・3号））**〔No. 16〕

第16表 非正規労働者関係事件（再審査命令・決定事件）

（単位：件）

	命令・決定件数	うち非正規労働者関係事件
平成30年	15	4
令和元年	25	5
令和2年	17	2
令和3年	23	7
令和4年	17	3

（注） 非正規労働者関係には、再審査事件命令書交付に係る報道発表（<http://www.mhlw.go.jp/churoi/futouroudou/index.html>）の命令のポイント、判断の要旨から、正社員以外の非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者）に係る事件を抽出したもの（高年齢者雇用安定法の継続雇用に係るものを除く）。